

運転代行業界の健全化に向けて 「随伴車に任意保険義務」など 新たな利用者保護対策実施へ

保存版

発行日 平成28年4月27日



ジェイ・ディ共済協同組合

運転代行業における利用者保護の一層の確保を図ることを目的として、3月22日、国土交通省から、「自動車運転代行業における新たな利用者保護対策の実施」が公表されました。

この利用者保護対策は、昨年6月から重ねて行われてきた、国土交通省と業界団体である公益社団法人全国運転代行協会等との意見交換を踏まえて取りまとめられたもので、以下の9項目からなります。主な対策についてのポイントを掲載いたしますので、主旨をご理解のうえ、徹底していただきますよう、よろしくお願ひします。

自動車運転代行業における新たな利用者保護対策（国土交通省のホームページより）

- ◆ [平成28年4月実施]
 - ・料金制度に関するガイドラインの策定
 - ・業界団体の自主的な街頭パトロール等への支援及び国土交通省への法令違反業者等の通報体制構築等の支援
- ◆ [平成28年10月予定]
 - ・随伴用自動車に係る損害賠償措置（任意保険の加入）の義務化
 - ・随伴用自動車の適正な表示の徹底（自動車運転代行業を営んでいる旨表示する文字の大きさや明瞭化等を規定）
- ◆ [平成28年度中予定]
 - ・代行運転役務の提供の事前説明書面（料金、損害賠償措置等）の標準化
 - ・運転代行ドライバー用指導・教育マニュアルの作成
- ◆ [平成29年4月予定]
 - ・損害賠償責任共済契約失効者に対する行政処分の実施
 - ・報告徴収及び立入検査の強化
- ◆ [次回JIS改定時予定]
 - ・運転代行用料金メーターのJIS規格化に向けた関係機関への働きかけ

※各対策については、国土交通省が、警察庁、都道府県担当部局等と十分な調整を図り、この4月から順次実施していきます。

なお、「自動車運転代行業の利用者保護対策」については、国土交通省のホームページからご覧ください。

国交省 運転代行

検索

をクリック!



【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課

TEL : 03-5253-8111（内線 41-271, 41-273）

TEL(直通) : 03-5253-8572 FAX : 03-5253-1636

(ポイント1) 運転代行の料金制度に関するガイドラインの策定について

国土交通省より、平成28年4月1日付けで、「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドラインについて」の通達が発出されました。同ガイドラインの内容は、「1. 運転代行料金」「2. 付帯サービス料金」「3. 運転代行料金の設定のあり方」の3項目からなり、各項目の概要は以下のとおりです。

1. 運転代行料金について

「①距離制料金（時間距離併用制料金を含む）」「②時間制料金」「③定額料金」の3つの料金体系について定義し、各料金の適用方法および料金の割増と割引について定められています。

※ガイドラインでは、料金は基本的には「距離制料金」を適用することとするが、あらかじめ営業所において、時間制料金または定額料金による特約があった場合には、時間制料金または定額料金を適用できると規定されています。

2. 付帯サービス料金について

主な付帯サービス料金として次の9つを挙げ、それぞれの適用方法が定められています。

「①迎車料金」「②待ち料金」「③業務中待ち料金」「④回送料金」「⑤キャンセル料金」「⑥一時預かり料金」「⑦除雪料金」「⑧チェーン着脱料金」「⑨バッテリーチャージ料金」

※ガイドラインでは、この9つの付帯サービス料金以外でも、地域の実情を踏まえて、利用者サービスの向上を目的に、運転代行業者が提供する付帯サービスを設定できると規定されています。

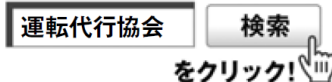
3. 運転代行料金の設定のあり方について

正当な理由なく、著しい低料金で運転代行サービスを提供し、他の運転代行業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当販売に該当する場合がありますので、十分留意する必要がありますと記載されています。

参考

「自動車運転代行業の料金制度に関するガイドライン」については、公益社団法人全国運転代行協会のホームページの「最新情報」の2016年4月1日付けの「お知らせ」からご覧ください。

また、同ガイドラインについて説明した【参考資料】を同封しますので、あわせてご覧ください。



(ポイント2) 標準自動車運転代行業約款の改正について

平成28年10月1日に施行される「標準自動車運転代行業約款」（以下「標準約款」という）の改正のポイントは以下の2点です。

- 近年、随伴車による重大事故が発生していることから、**随伴車に損害賠償措置を講じること（任意保険に加入すること）が義務付け**され、その補償額は、**対人賠償限度額は8,000万円以上、対物賠償限度額は200万円以上**とすることとし、この旨を使用する約款に明記することが必要になります。また、現行の国土交通省告示で規定されている「客車に対する損害賠償の限度額」についても、使用する約款に明記することが必要になります。

【注意点】

- ※**随伴車に講じる損害賠償措置（加入する任意保険）**においては、万が一の事故時に補償を受けることができるよう、**車の使用目的や不担保条件などに留意**することが必要です。
- ※随伴車に講じる損害賠償措置（業務用の任意保険加入）の義務付けは、利用者が運転代行サービスをより安心して利用できるようにするためのものであり、**利用者を随伴車に乗車させること（いわゆるAB間輸送）を容認するものではありません。**

随伴車に講じる損害賠償措置については、現在、JD共済では、「引受け保険会社による集団扱い制度」をご案内していますが、今後JD共済でも損害保険の取扱いができるよう、準備を進めています。

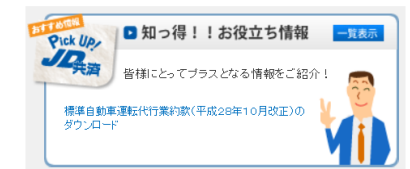
- 運転代行業務従事者の保護を図るため、代行運転役務の引受拒絶理由に「**新型インフルエンザ等感染症**」を追加することが必要になります。

【10月1日までの注意点】

- 標準約款を使用している場合は、10月1日からは改正後の標準約款を営業所に掲示する必要があります。また、標準約款どおりに損害賠償措置を講じておく必要があります。



改正後の標準約款については、JD共済のホームページのトップページの「知っ得!! お役立ち情報」からご覧いただけます。



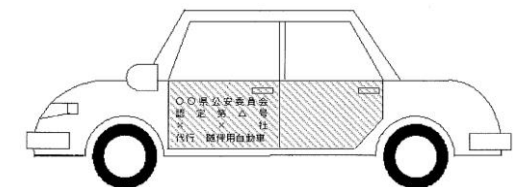
《改定後の標準約款の主な変更内容について》 ※赤色のアンダーラインが追加された文言です。

- 第7条 当社は、当社の代行運転自動車及び随伴用自動車（以下「代行運転自動車等」という。）の運行によって、……（後略）
- 第7条の2が新設され、客車と随伴車における損害賠償の限度額が明記されました。
- 第4条（12）利用者が感染症の予防及び……（中略）…… 一類感染症、二類感染症、**新型インフルエンザ等感染症**若しくは指定感染症……（後略）

(ポイント3) 随伴車への表示方法について

国土交通省から、随伴車への表示方法等を定めた国土交通省告示の改正に係る通達が発出されました。その内容は以下の3点で、施行日はいずれも平成28年10月1日です。

- 随伴車への表示箇所については、右図の斜線範囲内とすることに改正され、これにより表示は後部座席の両側面でもよいこととなります。



- 現行の告示において、随伴車への表示はペンキ等による横書きとすることと規定されていますが、この「ペンキ等」の解釈について、下表のとおり明確になります。

「ペンキ等」に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ペンキ カッティングシート、切り文字シール、マーキングフィルム ステッカー
「ペンキ等」に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"> ガムテープ等による貼付け マグネット板（接着したものを含む）

- ※**マグネット板を接着する方法**については、接着していないマグネット板との違いが外見上判断できないことから、今後、**代替や増車に伴う随伴車には認められない**こととなります。

- 「随伴車への表示の各文字の大きさ」の規定が、次のように変更されます。

（現行）縦横それぞれ5センチメートル程度以上 ⇨ （改正後）縦横それぞれ5センチメートル以上
なお、「5センチメートル」の解釈については、以下のとおり、規定されます。

- 数字やアルファベットを使用する場合や使用するフォントによっては、縦横のサイズが変化するため、フォントサイズが原則同じであることとし、**ひらがな及び漢字のフォントサイズが縦横5センチメートルを超えているかどうかを目安**となります。
- また、**各文字は、公衆および利用者に見やすいように表示**することが必要です。

